

會學濟經學大國帝都京

叢論濟經

號四第 卷八十第

行發日一月四年三十正大

故戸田海市博士肖像并に哀詞

論叢

虞夏書に見^はれたる政治經濟思想 . . . 法學博士 田島 錦治
 階級の動學的考察 . . . 文學博士 高田 保馬
 獨逸最近の社會學論 . . . 文學博士 米田庄太郎
 植民地の經濟政策に就きて . . . 法學博士 山本美越乃

時論

不景氣と租税 法學博士 神戸 正雄

說苑

一子相續制度に就いて 經濟學士 八木芳之助
 客觀的勞賃論の史的發展 經濟學士 森 耕二郎

雜錄

戸田博士逝く ○戸田海市君の追懷(西山幾太郎) ○戸田博士を憶ひ
 て(福田徳三) ○戸田君の追懷(神戸正雄) ○追憶の斷片(河上肇) ○戸田
 博士と私(河田嗣那) ○戸田先生を憶ふ(小島昌太郎) ○戸田博士と大阪
 市勞働調査事業(關 二)

經濟論叢

第十八卷 第四號

(通卷第百六號)

大正十三年四月發行

論

叢

虞夏書に見られたる政治經濟思想

田島 錦治

緒論

茲に虞夏書といふは、尙書の虞書と夏書とを併稱す。抑も尙書は支那最古の典籍とも謂ふべく尙は上の義、上古の書なるを以て尙書といふなり。單に書ともいひ、宋代の頃より書經と呼ぶ史記孔子世家に「序書傳。上紀唐虞之際。下至秦繆。編次其事。」とあり。漢書藝文志に曰く「易曰。河出圖。雒出書。聖人則之。故書之所起遠矣。至孔子纂焉。上斷於堯。下訖於秦。凡百篇。而爲之序。言其作意。秦燔書禁學。濟南伏生獨壁藏之。漢興亡失。求得三十二

九篇。以致齊魯之間。訖孝宣世。有歐陽大小夏侯氏。立於學官。古文尙書者。出孔子壁中。武帝末。魯共王壞孔子宅。欲以廣其宮。而得古文尙書及禮記論語孝經凡數十篇。皆古字也。共王往入其宅。聞鼓琴瑟鐘磬之音。於是懼乃止。不壞。孔安國者孔子後也。悉得其書。以考二十九篇。得多十六篇。安國獻之。遭巫蠱事。未列于學官。』

以上の記述並に史記儒林列傳を併せ考ふる時は、尙書は上は堯舜より、夏殷周を経て、下は秦繆公に至るまでの事を記せる古書を孔子が叙述せるものにして、一旦秦火の厄に遭ひて、他のあらゆる典籍と共に消亡したるを、秦の時の博士濟南の伏生(名は勝)が竊かに尙書を壁中に藏し、漢の孝文帝の時、九十餘歳の老齡にて其壁藏の餘に辛ふじて得たる二十九篇を以て齊魯の間に致へたるなり。謂ゆる今文尙書は是なり。武帝の末に普請好きの魯共王が其宮殿を廣めんと欲し、孔子の舊宅を壊ちかけたるに、圖らず古文尙書及び禮記論語孝經凡そ數十篇を得て、之を孔子に還せり。孔安國は伏生より聞き傳へたる所の書(即ち今文尙書)を以て文義を考論し、其知るべき者を定め當時行はれたる隸古の書體に改め、之を竹簡に寫したるが、其篇數は伏生の今カ尙書より十六篇多かりしと謂ふ。

其後西晋永嘉の亂に歴代の典籍悉く亡び、尙書も亦其運命を共にしたるが、東晋元帝の時に、梅頤といふ人、孔傳古文尙書即ち孔安國の解説せる古文尙書の意を得たりと稱し、之を朝廷に

獻したり。其後蕭齊の時代に姚方興といふ人、舜典中の闕文を得たりと稱して之を獻じ、斯くして一旦喪失せる古文尙書は再び世に出でて、以て今日に至りたり。然るに現存の古文尙書五十九篇中、今文尙書にも共に有る部分に對しては異論なれども、古文尙書にのみ獨り有る部分に對しては、宋の吳棫、朱子之を疑ひ、清の閻若璩、王鳴盛等の研鑽其の歩を進め、遂に古文尙書は其謂ゆる孔安國の傳と共に皇甫謐か又は王肅の作れる偽書たることに決定せられたり。然れども偽書と稱せらるゝ部分も多くは逸書を綴輯して編を成し、亦以て吾人の參照に資するに足るものあり。故に朱子が其門人蔡沈をして「書經集傳」を作らしむるに方り、古文尙書全體を取りたり。蔡沈の序に「一帝三王治天下之大經大法。皆載此書」とあり。實に尙書は、道徳を大本とし、人君が國を治め民を濟ふ政治の綱要を示したるものなり。されば余が專攻する經濟思想の研究を尙書に求むるに方りては、勢ひ廣き意味の經濟即ち政治に亘らざる可からず。而して余輩の平素最も重要視する所の經濟と道徳との關係又は其合致は、此書の最も善く教ふる所なり。彼の唯物史觀の僻説に迷ひ、階級鬭争の謬想に溺るゝ輩の如き、若し能く此書を理解せば、遂に必ず大に悟る所あるべきなり。

余は固より尙書の全體に就て、其包含する所の政治經濟思想を講究するを欲し、且、講究を繼げつゝあり。然れども此書たる至て難解の書にして、其全體に亘りての講究を終るは、猶ほ幾多

の日子を要するを思ふに由り、取り敢へず、尙書的首篇たる虞書と之に次ぐ夏書の二に就て、聊か講究したる所を述べて、敢て大方の是正を仰がんと欲す。尙ほ終りに一言すべきことあり。古來古文尙書を講究する者甚だ多く、其書充棟も亦尙ならず、一一之を涉獵するは余の淺學短才の能くする所に非ず。然るに余頃る清の王先謙氏撰する所「尙書孔傳參正」を獲、之を讀むに古來諸家の説を擧げて、長を探り短を補ひ、精にして、且要を獲たるもの如し、余乃ち主として孔傳蔡註、並に王氏の書に依り、旁ら他の二三の書を參酌して本論に資することとなしたり。讀者之を諒せよ。

第一章 虞書

古文尙書は、虞書、夏書、商書、周書の四部に分れ、虞書は、堯典、舜典、大禹謨、皋陶謨、益稷の五篇より成る。伏生の今文尙書は、堯典の中に舜典を合し、大禹謨なく、又、皋陶謨に益稷を合して一篇となせり。

虞書を讀みて、先づ感ずることは、支那上古の經濟思想が道德に淵源し、且合致せることなり。堯典の首に、堯の徳を頌し、其徳化の及ぶ所を記して曰く「コニカンガフセニア曰若稽古帝堯。曰放勳。欽明文思安安。允恭克讓。光被四表。格于上下。克明後徳。以親九族。九族既睦。平章百姓。」

百姓昭明。協ニ和萬邦一。黎民於變ニ時雍一と。曰若は越若と同じく發語の辭なり。放勳は大勳といふことし。堯の一名なり。舜を重華といひ、禹を文命といふの類なり。欽明は欽敬通明なり。文思安安は、今文には文塞晏晏に作る。文は文章著るしく、塞は道德純備せること、晏晏は其寛和の徳を狀するなり。或は思を以て思慮深しと解くものあり。亦通す。堯は欽明文思安安の徳を具へて、允ニ恭ニ克ニ讓一。故に其徳光は四海の外に被ふり、天地の間に亘る。堯の徳の大なる夫れ斯の如し、而して此大徳を明にするや、先づ九族を親み、九族既に睦くして、百姓を平均章明にし、百姓昭明にして、萬國を協和す。斯くして、天下の億兆は堯の徳に化して雍和す。大學の「古之欲ニ明ニ明德於天下一者。先治ニ其國一。欲ニ治ニ其國一者。先齊ニ其家一。欲ニ齊ニ其家一者。先修ニ其身一。欲ニ修ニ其身一者。先正ニ其心一。欲ニ正ニ其心一者。先誠ニ其意一。欲ニ誠ニ其意一者。先致ニ其知一。致ニ知一在レ格レ物」といへると恰かも符節を合すが如きものあり。九族は父族四、母族三、妻族二といふ説あり。又は高祖、曾祖、祖、父、己、子、孫、曾孫、玄孫をいふとの説あり。百姓は百官いふ説あり、又は畿内の民庶を指すといふ説あり。後説を探る人(蔡沆)は萬邦を以て、天下諸侯の國を指したり。要するに堯の徳化が、近きより遠きに及ぶことを示せるに外ならず。

堯の允に恭しく克く讓るといふことは、最も注意を要す。允に克くといふは誠意正心より出たるものなり。論語に、孔子の人となり記して、温良恭儉讓といへり。實に恭讓の徳は支那の上

古の文明の特色なり。唐虞前代の賢哲が此徳を具へたることは、尙書の文に徴して明白なり。即ち堯は其子の丹朱を措きて、位を禹に譲り、舜は其子の商均を措きて、位を禹に譲り、舜禹も容易に譲りを受くることを肯せずして、攝政の位に即きたる如きは其著るしき例なり。其他、棄、契、皋陶、垂、益、伯夷等の賢臣が互に相推譲せる、而も推されて一旦其任に就くや、勤勉忠誠能く其職に盡すものは、是れ堯の百姓を平章し、萬國を協和するの治を輔成したる所なり。黎民の於變り、時雍オレくは、恭讓の徳化に非ずして何ぞや。嗚呼、晚近功利の說盛に行はれ、人人皆他に先んじ、他を排して己れを利せんと勉む。而して階級鬭争の説は、恰も火に薪を添ゆる如く、是に於てか黎民はあゝ變り、これ闕く、實に悲むべきなり。

虞書を讀みて、第二に感ずることは、敬みて民に時を授くること是なり。即ち民をして耕耨の時を誤ることなからしめ、從て民の食を足すの政を重んじたること是なり。堯典に『乃命羲和ウツシメテ。欽若昊天。曆象日月星辰。敬授人時』とあり。舜典にも『食哉惟時。柔遠能遷』とあり。大禹謨に『徳惟善政。政在養民』とあり。堯は羲和和氏に命じて、天文を司とり、曆を作らしめ、之を人民に頒ちたり。其用意の周到なるや、羲仲羲叔和仲和叔の四人に分命して、嵎夷（暘谷といふ）南交（交趾なり）西（昧谷といふ）朔方（幽都といふ）の四所に居らしめ、天文を窺ひ、氣象を測らしめたり。當時天文及び曆の學は、大に進歩せるものゝ如く、而して此等の學は民を治むる

實際の必要より來りたることは注意に値す。史記曆書に曰く「蓋黃帝考定星曆。建立五行。起消息。正閏餘。……顛預受之。乃命南正重司天以屬神。命火正泰司地以屬民。使復舊常。……堯復遂重泰之後不忘舊者。使復典之。而立義和之官。明時正度。則陰陽調。風雨節。茂氣至。民無天疫」と。漢書律曆書にも亦略は同一の事を載す。堯が舜に位を讓る時の語に『天之曆數在爾躬』とあり、舜が禹に讓るときも亦同一の語あり。是亦以て古聖帝の曆を重んじたるを觀るべきなり。

虞書を讀みて第三に感ずることは、當時分業協力の道が大に備はれること是なり。而して此點は國家の官職に就て最も明白に之を窺知するを得べし。後世堯舜の政治を指して、無爲にして化すといへども、決して眞に無爲無策大簡素朴なりしには非ず。堯舜が能く職を分ちて、適材を適所に置き、治蹟篇に大に擧りたるを謂ふなり。例へば禹が洪水を治め、堯(后稷)が稼穡を督し、皋陶が法を司とりたるが如きは、是なり。今舜典に依るに當時の官制は大要左の如し(下に掲ぐるは人名)。

司空 水土を平くる官

禹

后稷 農桑を勸むる官

堯

司徒 教を掌とる官

契

士 理官即ち裁判刑罰を掌る官

皋陶

虞 山澤を掌る官

益

秩宗 禮を掌る官

伯夷

典樂 樂を掌る官

夔

納言

喉舌の官即ち下言を聽きて
上に納れ上言を受けて下に宣す

四岳 四岳諸侯の事を統ふる官

十二牧 十二州の地方長官

右の内四岳は一人なりといふ説と、四人なりといふ説とあり。又堯典に義仲義叔和仲和叔は即ち四岳なりといふ説と、然らずといふ説とあり。前掲司空乃至納言を九官といひ、此上に百揆を總ふる總理大臣に當る官ありて、禹が之を兼ねたりといふ説あり。此説の起りは、堯が舜を登庸したる時の記事に『納于百揆。百揆時叙』の文あり。又舜が四岳に諮問せる語に『使宅百揆』の文あるより來れるなり。百揆は百官なり。百揆に納るも、百揆に宅るも共に百官を總ふることなり。

夫れ斯の如く、之を上にしては政府の官職の分業大に備はれるを見、之を下にしては人民の間の農工商の分業も亦大に發達したるは、蓋し想像に難からず。易に曰く(繫辭下)

古者包犧氏之王天下也。仰則觀象於天。俯則觀法於地。觀鳥獸之文與地之宜。近取諸身。遠取諸物。於是始作八卦。以通神明之德。以類萬物之情。作結繩而作罔罟。以佃以漁。蓋取諸離。(一一一一)離下離上。彖曰。離麗也。日月麗乎天。百穀草木麗乎土。重明以麗乎正。乃化成天下。韓註曰。離麗也。罔罟之用。必審物之所麗也。魚麗于水。獸麗于山也。(一一一一)

包犧氏沒。神農氏作。斲木爲耜。揉木爲耒。耒耨之利以教天下。蓋取諸益。(一一一一)震下巽上。彖曰。益損上益下。民說无疆。自上下下。其道大光。韓註。制器置豐以益萬物。(一一一一)

日中爲市。教天下之民。聚天下之貨。交易而退。各得其所。蓋取諸噬嗑。(一一一一)震下離上。彖曰。頤中有物曰噬嗑。噬嗑而亨。韓註。噬嗑合也。市人之所聚。異方之所合。設法以合物。噬嗑之義也。(一一一一)

神農氏沒。黃帝堯舜氏作。通其變。使民不倦。神而化之。使民宜之。易窮則變。變則通。通則久。是以自天祐之。吉无不利。黃帝堯舜垂衣裳而天下治。蓋取諸乾坤。(韓註。垂衣裳以辨貴賤。乾尊坤卑之義也。)

剡木爲舟。剡木爲楫。舟楫之利。以濟不通。致遠以利天下。蓋取諸渙。(一一一一)坎

下巽上。彖曰。渙亨。剛來而不窮。柔得位乎外而上同。韓註。渙者乘理以散動也。

服牛乘馬。引重致遠。以利天下。蓋取諸隨。(二二二)震下兌上。彖曰。隨剛來而下柔。

韓註。隨隨宜也。服牛乘馬。隨物所之。各得其宜也。

重門擊柝。以待暴客。蓋取諸豫。(二二二)坤下震上。彖曰。豫剛應而志行。順以動豫。韓註。

取其豫備。

斷木爲杵。掘地爲臼。白杵之利。萬民以濟。蓋取諸小過。(二二二)艮下震上。彖曰。小

過。小者過而亨也。韓註。以小用而濟物也。

弦木爲弧。剡木爲矢。弧矢之利以威天下。著取諸睽。(二二二)兌下離上。彖曰。睽火動而

上。澤動而下。二女同居。其志不同行。韓註。睽乖也。物乖則爭鬪。弧矢之用。所以威乖爭

也。

上古穴居而野處。後世聖人。易之以宮室。上棟下宇。以待風雨。蓋取諸大壯。(二二二)乾

下震上。彖曰。大壯大者壯也。剛以動。故壯。韓註。宮室壯大於穴居。故制爲宮室。取諸大

壯也。

古之葬者。厚衣之以薪。葬之中野。不封不樹。靈期無數。後世聖人易之以棺槨。蓋取

諸大過。(二二二)巽下兌上。彖曰。大過。大者過也。韓註。取其過厚。

上古結繩以治。後世聖人易之以書契。百官以治。萬民以察。蓋取諸夫。(一一一) 乾下兌上。象曰。夫決也。剛決柔也。健而說。決而和。韓註。夫決也。書契所以決斷萬事也。(一)

史記に據るに、庖犧氏に就ては「養犧牲以庖厨。故曰庖犧」と説き、神農に就ては「始嘗百草。始有醫藥。又作五絃之琴」と述べ。黃帝に就ては「藝五種」(黍、稷、菽、麥、稻)「時播百穀草木」『勞勩心力耳目。節用水火材物』と書し。帝嚳に就ては「取地之財而節用之。撫教萬民而利誨之。曆日月而迎送之」と記したり。

以上、尙書、易及び史記等の文に據るに、支那に於ては唐虞より遙か以前に於て、天文曆數の學は興り、佃漁農牧工商の業は進み、水陸交通の道は開かれ、人民衣食住の程度は漸く高まり、而して唐虞の世に迨ひて、禮樂刑政は大に備はりて、燦爛たる文明の光輝が四表に發揚したるを知るなり。

想ふに當時民業の中に於て、農業が最も重んぜられたるは勿論なるべけれども、工商及び交通の諸業も亦決して卑下せられたることなきが如し。即ち前掲易の「日中爲市。交易而退。各得其所」の文句を玩味すれば、支那人が如何に古くより交易の眞理を解したるかを知るべく、又之と同時に、歐洲に於ては第十八世紀の央後までも、交易に於ける一方の利は他方の損なりとの偏見謬想を抱きたる重商論者及び自然法則學派(Mercantilism, Physiocratism)の蒙昧を笑はざるを得

ざるなり。

舜が天下を巡守して、東は岱宗(泰山)に至り、南は南岳(衡山)に至り、西は西岳(華山)に至り、北は北岳(恒山)に至るに、歳の二月より十一月に至るの間に於てす。想ふに此時は禹の既に洪水を治めたる後なるべしと雖も、交通の便、舟楫輿馬の利、既に大に備はるに非ずんば、焉を夫れ斯の如きを得んや。

且前に掲げたる如く、易の繫辭に、交易を解して蓋し諸を噓ウに取るといひ、舟楫の利を釋して蓋し諸を渙ハに取るといひ、服牛乘馬を隨スに取るといふの類は、宜しく吾人の沉潜研鑽すべき所なりとす。但し余は本論に於ては餘りに問題の範圍を擴ぐるを恐れて、單に彖傳と韓註とを掲げて聊か讀者の參照に資するに止めたり。

舜が律度量衡の制度を天下に均ニならしめたるは亦偉とするに足る。律は音律なり、度は「モノサシ」、量は「マス」、衡は「ハカリ」なり。漢書律歷志及び蔡傳に據るに、度量衡は共に律に本づく。黃鐘、太簇、姑洗、蕤賓、夷則、無射、大呂、夾鐘、仲呂、林鐘、南呂、應鐘これなり。

六を律となし、六を呂となす。凡そ十二管、皆徑三分餘、空圍九分、而して黃鐘九寸最も長し。其九十分の一を一分となし、十分を一寸とし、十寸を尺、十尺を丈、十丈を引と爲す。是れ即ち度なり。黃鐘の管に中位の秬黍の種子一千二百粒を容るべし、此量を一龠ウツと爲し、十龠を合と爲

し、十合を升、十升を斗、十斗を斛と爲す。是れ即ち量なり。次に一斛の秬黍の重さを十二銖とし、而侖即ち二十四銖を兩と爲し、十六兩を斤と爲し、三十斤を鈞と爲し、四鈞を石と爲す。是れ即ち衡なり。斯の如く黃鐘を以て律度量衡のすべての基本と爲し、此制度を天下諸國に均しく行ひたるは、實に驚嘆すべきものあり。漢書律歷志の首に『虞書曰。乃同律度量衡。所下以齊遠近。立民信也』といへるは適評と謂ふべきなり。佛蘭西が千七百九十九年に於て、始めて採用せる米突制度に髣髴たる、而かも其基本を音律に置くに於て一層審美的なる度量衡制度が、西曆紀元前二千三百年の上古に於て考案せられ、施行せられたる事實を見るときは、支那が上古以來久しく自から夏と呼び、華夏と名け、中華又は中國と稱し、外國を夷狄蠻戎と貶稱したるは、亦良とに以ありと謂ふべき歟。(舜典に『咨二十有二牧。曰。食哉惟時。柔遠能邇。惇德允元。而難任人。蠻夷率服』の文あり。又『帝曰。皋陶。蠻夷猾夏。寇賊姦宄。汝作士』の文あり参照すべし。)

虞書を讀みて第四に感ずることは、當時の刑罰が現行の最も進歩せる刑事政策に合し、從て社會政策に一致する點なりとす。抑も刑法の事は、經濟には其關係薄きが如くなれども、實は然らず。舜典に『象以典刑。流宥五刑。鞭作官刑。扑爲教刑。金作臈刑。眚災肆赦。怙終賊刑。欽哉欽哉。惟刑恤哉』とあり。『象以典刑』に就ては、古文説と今文説との二あり。王先謙の孔

傳參正に謂ゆる今文説を列擧す。曰く『象者畫象也。釋詁典常也。大傳云。唐虞象刑而民不致犯。又云。唐虞象刑。犯墨者。蒙阜巾。犯劓者。赭其衣。犯臙者。以墨幪其臙處而畫之。犯大辟者。布衣無領。白虎通五刑篇。五帝畫象者。其衣服象五刑也。犯墨者蒙巾。犯劓者以赭著其衣。犯臙者以墨蒙其臙處而畫之。犯宮者履雜屣。犯大辟者布衣無領。慎子云。有虞氏之誅。以幪巾當墨。以草纓當劓。以非履當刑。以艾擘當宮。布衣無領當大辟』と。以上三説大同少異なり。但し大傳に宮刑なきは蓋し闕佚あるなるべし。此等の説に従へば、唐虞の時代には墨(イレズミ)、劓(ハナキリ)臙(アシキリ)宮(廢刑即ち男の勢を斷ち女の陰を閉つる刑)大辟(死刑)の五刑に代ふるに象刑を以てせり。象刑とは衣服冠履に目印を附することにて、前掲大傳及び白虎通に據れば、墨刑の代りに阜巾(クロキ頭巾)を冠らしめ、劓刑の代りに赭衣をさせ。臙刑の代り臙すべき處に墨を以て目印を附け。宮刑の代りに雜屣とて藁又は麻にて作れる履を穿たしめ。大辟を犯せる者には領なき布衣を着せむるなり。然るに此象刑の今文説に對しては、戰國末に於て既に荀卿の如き大儒の反對意見あり。荀子正論篇に曰く『世俗之爲説者曰。治古無肉刑而有象刑。墨黥。極嬰。共艾畢。非對屣。殺赭衣而不純。治古如是。是不然。……凡刑人之本。禁暴惡惡。且徵其未也。殺人者不死。而傷人者不刑。是謂惠暴而寬賊也。非惡惡也。故象刑殆非生於治古。並起於亂今也』と。此文の墨黥以

下十六字は頗る難解なれども、前掲慎子の言に對照し、且諸家の注釋を參考するに、墨黥の黥は當に幪に作るべく、幪は巾なり、故に墨は幪すとは墨刑の代りて黒き頭巾を以てするを謂ふなり。僇嬰は當に澡纓に作るべく、又僇の上に當に劓の字あるべし。故に劓は澡纓すとは、劓刑の代りに晒せる布の纓を用ひしむるなり。共は宮の誤り、艾畢は艾は蒼白色、畢は鞞と同じ緩なり前を蔽ふ布なり。故に共艾畢とは宮刑の代りに蒼白色の前垂を用ひしむるを謂ふなり。非對屨の非は刑の誤なり、即ち履と同義にて足切りの刑なり。對は樹の誤なり、樹屨は麻のくつなり。故に非對屨は履の代りに麻の履を穿たしむるを謂ふなり。殺赭衣而不純の純は緣なり、領(えり)なり。死刑の代りに領なき赭衣を着用せしむるを謂ふなり。荀子は謂ふ『世俗の説に、治まれる古代に肉刑なくして前掲の如き象刑ありたりといふも、實は然らず。凡そ人を刑する本義は、暴を禁じ惡を惡み、且暴惡を未發に防ぎ懲らすに在り。然るに果して象刑を行はむか、人を殺す者も死を免かれ、人を傷つる者も刑せらず、是れ暴を惠みて賊を宥することとなり、惡を惡むの本義に背反すべし。故に象刑は治れる古代に生したるに非ず、まさに亂れる今世に起りたるなり』と。

象刑の今文説は荀子の如き有力なる反對意見ありしに拘はらず、猶之を是認する者絶えず。例へば史記孝文帝紀に『蓋聞有虞氏之時。畫_二衣冠_一。異_二章服_一以爲_レ僇。而民不_レ犯』とあり。漢書武帝紀に『朕聞昔在_二唐虞_一。畫象而民不_レ犯』とあり。元帝紀に『蓋聞唐虞象刑而民不_レ犯』とあり。

三國志魏明帝詔に云ふ『有虞氏畫象而民勿^{ナシ}犯』とあるの類一一枚擧するに遑あらず。王先謙の如きも亦固より今文説を取る一人なり。然れども古文説亦必ずしも捨つべからず。孔傳に『象以典刑』を釋して曰く『象法也。法用^ニ常刑。用不^レ越^レ法』と。蔡沈は『象以典刑』以下を解釋して、大要左の如く曰へり『象は天の象を垂れて以て人に示す如し。典とは常なり。人に示すに常刑即ち墨、劓、剕、宮、大辟の五刑を以てす。但し此等は宥す可からざる重罪に課す。而して罪の稍輕き者に對しては五刑を宥して流刑を課す。『流宥五刑』とあるはこれなり。『鞭作^ニ官刑』とは木の先に革を垂れたる鞭を以て打つ官府の刑なり。『扑作^ニ教刑』は榎（檟に同じ）クサギ」楚（ニンジンボク）の二物を以て打つ學教の刑なり。贖刑は金を出して罪を贖ふなり。是れ蓋し罪の極めて輕く、鞭朴の刑に入ると雖も、而も情狀の酌量すべきものに對して課するなり。胥災肆赦とは、胥は過誤、災は不幸、若し人過誤又は不幸に由りて刑に觸れたるものは直ちに之を宥すを謂ふ。之に反して怙終賊刑とは、怙は恃む所あるを謂ひ、終は再犯を謂ふ。若し人恃む所あり、又は再犯にて刑に觸れたるものは、必ず之を刑して宥すことなきを謂ふなり。

此他、大禹謨に舜か皋陶に言へる語に『刑期^ニ于無刑』といひ。皋陶の答に『罰弗^レ及^レ嗣。賞延^レ于世。宥^レ過無^レ大。刑^レ故無^レ小。罪疑惟輕。功疑惟重』の語あり。謂ゆる宥過無^レ大、刑^レ故無^レ小とは、過誤犯す所は大と雖も必ず宥し、故意に犯す所は小と雖も必ず刑するを謂ふなり。即ち

前掲舜典の眚災肆赦、怙終賊刑と異辭同義なりと云ふべし。現代文明諸國の刑法に規定する犯罪の不成立及び刑の輕減(我刑法第一編第七章)、酌量輕減(同第十二章)、累犯加重の刑(同第十章)の規定の如きは、堯舜の刑法に既に其端を發したりと謂ふも蓋し過言に非ざるべし。且若し前掲『象以典刑』の意義が果して今文説の如くならば歐洲第十九世紀に於て、始めてロムプロソ等に依りて唱道せられたる死刑廢止の理想は、早くも支那唐虞の上古に規定せられ、實行せられたるものと謂ふ可き歟。

第二章 夏書

古文尙書の夏書は、禹貢、甘誓、五子之歌、胤征の四篇より成る。今文には只禹貢と甘誓とのみ有り。四篇中、禹貢は最も重要なり。これは禹か舜の命を承け洪水を治め、九州の地を分ち、貢賦の法を定めたる事蹟の記録にして、史記の夏本紀及び漢書の地理志にも掲載せらる。但し文字に稍異なる所あり。彼此參照すれば蓋し大に發明する所あるべきなり。

元來虞書夏書の名稱に就ては、蔡注には『堯典は唐虞の事を紀すと雖も、然も本虞史の作る所なるか故に虞書と曰ひ、其舜典以下は、夏史作る所なれば當に夏書と曰ふべきを、此に虞書と云ふは或は以て孔子の定むる所と爲すならむ。夏書凡そ四篇、禹貢は虞の時に作れり。而るに之を

夏書に繋るは、禹の王たる是の功を以てすればなり」と説明す。然れども王先謙孔傳參正に依れば、馬融鄭玄の曾て講習したる眞の古文尙書は皆題して虞夏書と曰ひたり。其理由は虞夏は同科にて、虞の事と雖も亦夏に連なるといふなり。余が本論に於て便宜上虞書と夏書との二章に分つと雖も、例へば夏書の禹貢を説明するに就て虞書の益稷を參照するを要する如く、實に虞夏同科宜しく虞夏書と稱すべしとの説の妥當なるを感ずるものなり。

扱、堯の時に大洪水あり。堯は四岳の言を聽き、鯀をして之を治められたれども、九年にして功なし。時に舜は攝政となり、鯀の子の禹を擧げて水を治めしむ。禹は禹及び后稷と共に帝の命を奉じ、諸侯百官に命じ、人徒を興して治水の事に従ひ、身を勞し、思を焦し、外に居ること十三年家門を過ぐるも敢て入らず。遂に治水の功を奏したり。禹の此慘澹たる苦心は、虞書益稷篇に載する所の禹の語に徴して明かなり。

禹は既に水を治め、九州の地味を調査し、田地を九等（即ち上上、上中、上下、中上、中中、中下、下上、下中、下下）に分ち、田賦を同じく九等に分ちたり。然れども田地の等級は必しも田賦の等級と一致せしめず。これ蓋し水害の大小、交通の便否、人口の多少、土地の廣狹、田産物以外の産物の如何等種々の事情を斟酌して、以て田賦の輕重を定めたるものなるべし。例へば兖州の田地は六等にして、其賦は九等なれども、荊州の田地は八等にして其賦は三等なるの類是

なり。

又禹は田賦の外に各州(冀州を除く)をして其土地の特種の産物を貢納せしめたり。例へば青州が鹽、海産物、山繭絲を貢し、楊州が金、銀、銅、竹、木、齒、革、羽、毛、橘柚を貢し、梁州が璆、鐵、銀、鏤、磬、熊、羆、狐、狸を貢するの類是なり。

茲に注意を要するは、稱して禹貢といふと雖も、此貢は廣き意義の貢にて、狹義の貢と賦とを兼ね(上の取る所之を賦といひ、下の供する所之を貢といふ)。而して此狹義の貢は、更に(1)單純なる貢、(2)篋即ち竹又は木にて作れる函に入れて貢する物、(3)包即ちつつみて貢する物とに分れ而して此等の貢物の中には(4)錫貢と稱して常には貢せず、ただ特別の命を錫(賜)はるを待ちて始めて貢するものあり。篋は絲又は織物に限れり、例へば交州の篋は縑絲(山繭絲のこと)、徐州の篋は玄織縞、楊州の篋は織貝(ニシキ)の類是なり。包は益し菓物に限れり、例へば楊州の『厥包橘柑、錫貢』とあるは、楊州の橘柑は包即ちつつみて貢し、且命を錫はるを待ちて貢せるものなるをいふなり。

禹貢を讀みて、第一に感ずるは、輓近歐州の財政學者が金科玉條として主張する所の課稅公正の法則が、當時既に實行せられたること是なり。單に田地の上下のみに由らず、種々の事情を酌量して、田賦の差等を設けたること、及び各州の土宜土産に従ひて貢物を徴したるものは、課稅

一般主義に加ふるに、平等主義即ち能力主義を以てしたるものなりとす。

第二に、冀州獨り貢なきは何ぞや。余思ふに田賦は民が官府に納むるものなれども、貢は各州に在る牧民官が天子に進貢する所のものなるべし。夫れ冀州は帝都の在る所なり。故に其民は田賦を直接に天子直屬の官府に上納すべし。而して他の八州の民は其田賦を其州の牧民官即ち諸侯に納め、諸侯は其田賦の大部分を以て各州の地方經濟を辨し、其一部を以て土宜土産に易へ、之を帝都に貢進したるならむ。王先謙孔傳參正に『詩甫田疏引鄭志云、凡所貢篚之物。皆以稅物市之。隨時物價。以當邦賦』とあるは、蓋し此意に同しからむ。

第三、禹貢に各州より帝都に至るの水陸交通路の順序を詳記せり。先儒之を以て、貢物を帝都に致すの順路と解釋するものあり。然れども余思ふに此解釋は狹隘に失す。寧ろ萬民交通、百貨交易の路と解釋するを妥當とす。今之を證せむが爲に、少しく前に戻りて、虞書益稷篇に載する所の左の語を吟味せむ。

『禹曰。洪水滔天。浩浩懷山襄山。下民昏墊。予乘四載。隨山刊木。暨益奏庶鮮食。予決九川。距四海。濬畎澮。距川。暨稷播奏庶艱食。鮮食。懋遷有無。化居。丞民乃粒。萬民作乂』

此文の大意は、禹曰く洪水氾濫して、山を包み岡を没し、天をもひたす有様にて、庶民は沈溺

の禍に陥るれり。余乃ち陸行には車、水行には舟、山行には楫、泥行には橇に乗りて、山に隨ひ木に表シムを附けて路を通じ、虞の官即ち山澤を掌る官の益と共に盡力し、庶民に勸めて漁獵を爲し魚鳥獸肉を食せしめたり。予は九川(弱、黑、河、滌、江、沈、淮、渭、雒の九水)を決り、導きて海に至らしめ、堀や溝を深くして之を川に導き、斯くして得たる田畝に、后稷の官の棄と共に盡力して穀種を播き、庶民に食し難き物(蓋し穀物をいふ)を漸く食ふを得せしめ、尙足らざる所は、魚鼈禽鳥の肉を以て補はしめたり。又勉めて有無相通するの方法を講じ、蓄積せる貨を交易變化せしめたり。是に於て庶民は始めて穀食するを得て、國は治まれりとなり。此「懋遷有無化居」の六字は勿々に讀過すべからず。居は居積する所の貨なり。化は交易變化なり。由是觀之禹が水を治めて開通せしめ得たる水陸の道路が、庶民の財貨を交易する爲に利用せられたるは明なりとす。

第四、禹貢に記載する各州の産物を子細に檢するとき、當時漁獵牧畜農耕園藝の諸業は素より論なく、採鑛冶金の術、玉石竹木羽毛齒革の工業、獸毛苧麻山繭蠶絲等の紡織業が既に著しく進歩したるを知るべし。従て此等の諸産物及び諸製造品が、禹の水を治めて通じ待たる水陸の道路に由りて、各地に轉輸せられ、交易せられたるは固より當然なりとす。

禹貢の外の三篇は、本論の資料としては餘り重要に非ず。且五子之歌と胤征との二篇は殆んど

僞書と確定せるものなり。故に茲に注意すべき二三の文句を抜萃するに止め以て本論を畢らむと欲す。

甘誓は古今文共に有り。これは禹が死して、子の啓が位を襲ひたるに、同姓の諸侯有扈氏服せず。啓之を征して甘の野に戦ひ、遂に之を滅したるが、其將に戦はむとするとき啓が軍陣に誓ひたる語なり。穀梁傳(隱八年傳)に云ふ「誓不及五帝」と。范甯注に云ふ、五帝とは黃帝、顓頊、帝嚳、堯、舜なり、夏以前には誓なし、而るに啓誓を作り、斯くして帝典始めて傾けりと。亦以て時世人情の變を觀るべきなり、甘誓に「予誓告汝。有扈氏威侮五行。怠棄二正。天用勦絶其命。今予惟恭行天之罰」の文あり。人善なれば天恵を受け、惡なれば天罰を蒙むる。而して王は天に代りて賞罰を行ふ者なりとの當時の思想亦以て觀るべきなり。五行は本火土金水の徳、三正は天地人の正道をいふ。五行は周書洪範に詳なり。甘誓の末文に「用命賞于祖、弗用命戮于社、予則孥戮汝」の句あり。凡そ天子親征すれば必ず遷廟の祖主と社主とを載せて行き、功あれば祖主の前にて賞し、罪あれば社主の前にて罰す。戮は今文尙書は僇に作り、孥戮の孥は古今文とも本は奴の字なりしなり。奴戮は江氏の説に依れば或は奴となし、或は誅戮す。罪の輕重に従ふなり。一説には奴と爲して之を戮辱すと。漢書李布傳の贊に「及至困辱。奴僇、苟活」の文あり。要するに孥戮を以て子まで誅戮すと爲すの舊説は非なるに似たり。左傳に父子兄弟、罪不

相及こあり。又孟子に罪^{スルニ}人不^レ孥^テとあり。如何に軍律なればとて、子まで罰するは酷に失せり。此「孥戮汝」の文は商書の湯誓にも有り。即ち「爾不^レ從^レ誓言。予則孥^レ戮汝。罔有^レ攸^レ赦」とあり。而して周書の秦誓には「功多有^レ厚賞。不^レ迪有^レ顯戮」とあり。牧誓には「爾所^レ弗^レ勗。其于^レ爾躬^レ有^レ戮」とあるなり。思ふに古代罪人を奴隸となしたるは、東西諸國の史乘に顯著なる所なり。殷の箕子が紂に罪を獲て奴となりたる如き亦一例なり。

五子之歌は啓の子太康が田獵に耽りて、政治を怠り、有窮^{キミ}の后羿の爲めに逐はれ、太康の五弟之を怨み悲しみて、禹の訓戒を述べて作れる歌なりといはる。其中の二三句を左に採萃す。

『皇祖有^レ訓。民可^レ近。不^レ可^レ下。民惟邦本。本固邦寧。』

『訓有^レ之。内作^ニ色荒。外作^ニ禽荒。甘^レ酒嗜^レ音。峻^レ宇彫^レ牆。有^レ一^ニ子此。未^レ或^レ不^レ亡。』

胤征は仲康が胤侯に命じ、羲和を征せしめたる時、胤侯が軍衆に告げたる誓なり。

羲和の子孫にて、世世天文を曆象することを掌とる。是の時の羲和は酒に耽りて、職を廢し日蝕の事ありたれども聞知すること無きが如き無道に陥りたり。胤征に左の語あり。

「政典曰。先^レ時者殺無赦。不^レ及^レ時者殺無赦。今予以^レ爾有衆^ニ奉^ニ將天罰。爾衆士。同^ニ力王

室。尙^ニ爾^レ予。欽承^ニ天子威命。』

要するに五子之歌と胤征とは僞書にして、左傳、國語、戰國策、荀子、淮南子等の文句を取り合

せて作りたるものなるは殆んど疑を容れずと雖も、太甲が「國を失ひ」、羲和が「酒淫し時を廢し日
を亂れる」は史記の記する所なり。戰國策に「梁王魏嬰。觴諸侯於范臺。酒酣。請魯君舉觴。
魯君興避席擇言曰。昔者帝女令儀狄作酒。而美。進之禹。禹飲而甘之。遂疏儀狄。絕旨
酒。曰。後世必有以酒亡其國者。……今主君之尊。儀狄之酒也。主君之味易牙之調也……
有_レ於_レ此。足_レ以_レ亡_レ其國云云」とあり。禹は旨酒を絶ち、勤儉力行以て天下に王となり。禹
の後裔桀は酒池肉林の驕奢に耽りて天下を失ふ。禹の言識を爲す。畏れ且戒むべきなり。孔子禹
を頌して曰く「禹吾無間然矣。非_レ飲食。而致_レ孝乎鬼神。惡_レ衣服。而致_レ美乎黻冕。卑_レ宮室。
而盡_レ力乎溝洫。禹吾無間然矣」(論語子罕第九)。上は鬼神を敬し、下は人民を愛撫し。勤儉自
ら持するは、禹の體現したる所、亦以て虞夏時代の聖賢の理想なりと謂ふべき歟。經濟と道德と
の合致因て以て之を見るべきなり。

本論を畢らんとするに蒞み、尙一言を要するは、天又は上帝に關する思想なり。凡そ帝王が民
を治むるは、天即ち上帝の命を受けたるものなりとの思想は、尙書を一貫す。堯が羲和に命する
や「欽_ツ昊天_ニ」といひ、大禹謨に「益_曰。都帝德廣運。乃聖乃神。乃武乃文。皇天眷命。
奄有_レ四海。爲_レ天下君」とあり。論語(堯曰第二十)に「堯曰。咨爾舜。天之曆數在_レ爾躬。允執_レ
其中。四海困窮。天祿永終。舜亦以命_レ禹」とあり。而して大禹謨に舜が禹に位を讓る時の語とし

て『天之曆數在汝躬。汝終陟元后。人心惟危。道心惟微。惟精惟一。允執厥中。無稽之言勿聽。弗詢之謀勿庸。可キハ愛ス非ス君。可レ畏ス非ス民。衆非シハ元后一何ニ戴カ。后非レハ衆罔ニ與守レ邦。欽哉。慎ニ乃有位。敬修ニ其可レ願。四海困窮。天祿永終』とあり。蓋し此大禹謨の文句は論語、荀子（解蔽及び正名）國語（周語内史過之語）等を取り合せて僞作せるもの如しと雖も、帝王が天の命を受けて其位に在り、而して民を撫育するは天命を奉承する所以なりとの支那上古以來の理想を詳叙せる點に於て、亦大に取るべきものありとす。皋陶謨に『天工人其代之』の語あり。天の職を人君が代りて務むるを謂ふなり。『天叙有禮』『天秩有禮』『天命有德』『天討有罪』等の語あり。又『天聰明。自我民聰明。天明畏。自我民明威』の語あり。此等を熟讀玩味すれば、支那上古の天人一體。君民共存の理想は之を會得するに難からざるなり。（完）